

留置業務管理者が委嘱する医師等に関する訓令

平成19年6月1日

警察本部訓令第23号

警察本部長

留置業務管理者が委嘱する医師等に関する訓令を次のように定める。

留置業務管理者が委嘱する医師等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）にいう留置業務管理者が委嘱する医師及び歯科医師（以下「委嘱医」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 警察署の留置施設の委嘱医は、管内に開業する医師のうちから適任者を選定し2人以上委嘱するものとする。ただし、委嘱医が2人以上確保できない場合は、近隣の警察署管内に開業する医師または近隣の警察署の委嘱医の中から適任者を選定し、関係する留置業務管理者と協議の上、委嘱するものとする。

2 警察本部第一留置施設、警察本部第二留置施設及び警察本部第三留置施設の委嘱医は、総務部留置管理課長が県内に開業する医師のうちから適任者を選定し2人以上委嘱するものとする。ただし、警察署の委嘱医を委嘱する場合は、関係する留置業務管理者と協議の上、委嘱するものとする。

3 総務部留置管理課長は、前項の委嘱に関し、警察本部第一留置施設、警察本部第二留置施設又は警察本部第三留置施設の所在地を管轄する警察署の委嘱医を委嘱する場合は、関係する留置業務管理者と協議の上、連名により委嘱するものとする。

(臨時委嘱)

第3条 留置業務管理者は、診療その他必要な医療上の処置をする必要があると認めた場合は、その都度、臨時に委嘱するものとする。

(委嘱方法)

第4条 留置業務管理者は、委嘱医に委嘱する場合は、別紙の委嘱文を送付するものとする。ただし、前条の委嘱について適宜な方法によるものとする。

(委嘱期間)

第5条 委嘱の期間は、2年間とする。ただし、再委嘱することができる。

2 期間満了前に解嘱となった場合、後任者の委嘱は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 委嘱医は、法に定める被留置者に関する次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 健康診断
- (2) 診療その他必要な医療上の処置
- (3) 拘束衣又は防声具の使用に関する意見
- (4) 留置保護室の収容に関する意見

第7条 留置業務管理者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 委嘱医に関する書類の保管管理
- (2) 委嘱前又は委嘱当初の委嘱医に対する次に掲げる事項に係る説明
 - ア 留置保護室の構造及び使用要件
 - イ 戒具の使用方法及び使用要件
- (3) 前号に規定する説明を行った状況の記録
- (4) 夜間及び休日における委嘱医との連絡体制の確立

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年6月1日から実施する。

(警察嘱託医の委嘱等に関する訓令の一部改正)

2 (略)

附 則(平成23年12月16日警察本部訓令第36号)

この訓令は、平成24年1月5日から実施する。

附 則(平成26年4月8日警察本部訓令第29号)

この訓令は、平成26年4月17日から実施する。

附 則(平成29年3月27日警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成30年10月31日警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成30年11月1日から実施する。

附 則(令和元年6月28日警察本部訓令第7号)

この訓令は、令和元年7月1日から実施する。

別紙

第 号
年 月 日

殿

長

留置管理に関する業務の委嘱について
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行に基づき、 年 月 日から
年 月 日までの間、次の留置管理業務につき委嘱します。

記

- 1 被留置者に対する健康診断
- 2 被留置者に対する診療その他必要な医療上の処置
- 3 被留置者に対する拘束衣又は防声具の使用に関するその被留置者の健康状態についての意見
- 4 被留置者の留置保護室収容に関するその被留置者の健康状態についての意見

